

安芸太田町商工会 地域に貢献する商工会

2019 新年号

〒 731-3810
広島県山県郡安芸太田町大字戸河内670-6
TEL 0826-28-2504 FAX 0826-28-2070
〒 731-3501 (加計支所)
広島県山県郡安芸太田町大字加計3494-2
TEL 0826-22-1221 FAX 0826-22-1807



あなたに、とことん。

元気な経営、笑顔のまちへ、
商工会は全力で進みます。

年頭挨拶



安芸太田町商工会
会長 津田 宏

明けましておめでとうございませう。会員の皆様には平成三十一年の新春を、健やかに迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素より、安芸太田町商工会の事業活動にご理解ご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、我が国経済は、緩やかに回復されていると言われながら、本町の中小企業・小規模事業者においては、人口減少に伴う働き手の不足や、町内消費の縮小が深刻さを増す中、少子高齢化等の構造的な要因や経営者自身の高齢化、後継者不足といった要因も加わり、引き続き厳しい経営環

境が続いています。

また、昨年は、本町では直接の被害はありませんでしたが、「平成30年7月豪雨災害」を始め、台風、地震等大規模な自然災害が日本各地で多く発生しました。

このような災害は、何時発生するか予測できない場合が往々にしてあります。対岸の火事ではなく、常日頃から、災害に対する危機管理意識を持ち、自分の財産は自分で守るための備えを心がけることも大切なことだと思えます。

昨年スタートした「経営発達支援事業」（伴走型支援）は、試行錯誤を繰り返しながら、少しずつ成果を上げつつあります。今後も継続的に個社支援を続けてまいりますので、会員の皆様には、様々なセミナー等への積極的な参加をお願いいたします。

今年の主なこととして、4月に県議会議員選挙、5月1日より「平成」から新たな元号に変更され、10月には消費税の税率引上げ、

軽減税率の制度の導入が予定されるなど、会員の皆様には、経営環境の変化に的確に対応することが求められます。

当商工会は、小規模企業等にもっとも身近な支援機関として、地域の小規模企業の支援を強化していくため、町と連携を密にし、巡回訪問を徹底し、会員の皆様をはじめ、地域の小規模企業等が事業の継続及びイノベーションを図ることができるよう、支援内容を充実させるとともに、会員サービスの一層の向上に努めてまいりますので、皆様方の格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本年が会員の皆様にとつて大きな飛躍の年となりますことを祈念し、年頭のご挨拶とさせていただきます。



新年互礼会

平成31年1月11日（金）、温井スプリングスにおいて安芸太田町商工会新年互礼会を開催いたしました。初の試みでしたが51名の方に参加いただき、盛大に終わることができました。ありがとうございました。今後も開催していく予定ですので、次回のご参加お待ちしております。



青年部
サンタクロース訪問事業

平成30年12月19日（水）・12月20日（木）に、安芸太田町商工会青年部では、『サンタクロース幼稚園・保育所訪問活動』を実施いたしました。青年部員がサンタクロースに扮し、12月19日に、認定こども園と、こうち・戸河内幼稚園・筒賀保育所を訪問し、12月20日に、加計認定こども園あさひ・修道保育所を訪問しました。各園では、多くの園児や先生に迎えられ、お菓子のプレゼントを手渡し、園児・先生方・青年部員共に楽しいクリスマスを過ごすことが出来ました。今年も実施予定ですので、ご期待下さい。



女性部
芸北地域協賛向上セミナー

平成30年12月4日、商工会女性部「芸北地域協賛会 資質向上セミナー」が太田川交流館 かけはしにおいて、8商工会の女性部員30名の出席により開催されました。災害や事故に備えたリスクマネージメントとリスコムユニケーションというテーマでボウジョレーヌプロジェクト代表中井佳絵氏を講師にお迎えし、事業所所在地のハザードマップ等から危険度を把握し、災害が発生した時、事業を存続し倒産しない様に発災から取り組むべき優先順位を決め、事業継続の為にマネージメントを学習しました。防災に

関しては行政任せ、地域任せの事が多く、自ら周囲の観察と事前の準備がいかに大切か考える事ができました。



マル経融資制度

商工会の経営指導を受けている事業者の方が、経営改善に必要な資金を、無担保・無保証人で利用できる制度です。

- ①融資限度額…2,000万円
 - ②借入期間…運転資金は7年以内
設備資金は10年以内
 - ③利率…1.11%（平成31年1月16日現在）
- お申込みには、一定の要件があります。
○お申込みいただいても、推薦及び融資の可否については、ご希望に添えない事もあります。
○お申込みをご希望の際には、まずは、商工会までご相談ください。



新規加入会員のお知らせ

○ たくま行政書士事務所 沖段 琢磨 様（営業種目：行政書士事務所）

（平成30年12月26日開催理事会において加入承認）

ご加入いただき、ありがとうございました。

健康通信
健康運動クラブ連絡協議会

安芸太田町では健康な町づくりを目指し、その仲間づくりを進めています。

町内には目的別に13の自主運動グループがあります。町民の方にはどの講座でもご利用いただけます。チラシを運動クラブに持参されると、無料体験が2回できます。

筋力アップをしたい方、もつと体力をつけたい方など、ぜひこの機会にお気軽に運動クラブにご参加ください。

参加申込や不明なことがあれば、健康運動クラブ連絡協議会へご連絡ください。

※詳しくは、別添のチラシ「身体を動かし元気いきいき！生涯現役！」をご覧ください。



広島県 × むるなび 連携協定事業
ぐるなび戦略共有会議 GON MEETING 2019
飲食店経営戦略セミナー

日時 2019年2月13日(水) 13:00~16:00 (受付12:30~)

会場 ANAクラウンプラザホテル広島 3F オーキッド 広島県広島市中区中町7-20

参加費 無料 持ち物 筆記用具・受講票・お名刺 (受講料不課税の方は必ずお持ちください)

※詳しくは、QRコードを読み込み、商工会HPで検索してください。



安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



平成 30 年分確定申告講習会・個別相談会

「集団講習会」

- 日時：平成 31 年 2 月 19 日 (火) 13:30 ~ 14:30
会場：商工会本所 (戸河内) 講師：上原 博行 税理士
- 日時：平成 31 年 2 月 21 日 (木) 13:00 ~ 14:00
会場：商工会加計支所 (かけはし) 講師：花本 浩樹 税理士

- 日時：平成 31 年 2 月 19 日 (火) 14:30 ~ 16:30
会場：商工会本所 (戸河内) 講師：上原 博行 税理士
- 日時：平成 31 年 2 月 21 日 (木) 10:30 ~ 11:30
会場：安野ふれあいセンター 講師：花本 浩樹 税理士
- 日時：平成 31 年 2 月 21 日 (木) 14:00 ~ 15:00
会場：商工会加計支所 (かけはし) 講師：花本 浩樹 税理士

「個別相談会」

- 日時：平成 31 年 3 月 5 日 (火) 9:30 ~ 10:30
会場：筒賀福祉センター 講師：上原 博行 税理士
- 日時：平成 31 年 3 月 5 日 (火) 11:00 ~ 12:00
会場：上殿コミュニティセンター 講師：上原 博行 税理士
- 日時：平成 31 年 3 月 5 日 (火) 13:30 ~ 16:30
会場：商工会本所 (戸河内) 講師：上原 博行 税理士
- 日時：平成 31 年 3 月 9 日 (土) 13:30 ~ 14:30
会場：商工会本所 (戸河内) 講師：上原 博行 税理士
- 日時：平成 31 年 3 月 11 日 (月) 10:00 ~ 15:00
会場：商工会加計支所 (かけはし) 講師：花本 浩樹 税理士

- 申込：「筒賀福祉センター」、「上殿コミュニティセンター」、「安野ふれあいセンター」での相談をご希望の方は、事前のご予約をお願いいたします。
戸河内本所及び加計支所での相談は、随時時間まで開催させていただきますが、ご予約いただくと、お待ちいただく時間が少なくなりますので、事前のご予約をおすすめいたします。

- 参加料・相談料は無料です。

※ 申告にはマイナンバーが必要となります。ご相談の際にも「マイナンバーカード」もしくは「マイナンバー通知書」をご持参ください。(本人分・扶養親族がおられる場合は、そのご家族の分も)

